

## 令和8・9年度 建設工事（**水道事業含む**）の入札参加申請の説明

御坊市 財政課 契約室

### ① 申請資格

- (1) 建設業法 第3条の規定による建設業の許可を得ている方で、建設業法27条の23の規定による国または県の経営事項審査を受けている方
- (2) 国税、県税及び市税を完納されている方
- (3) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入している方（法令の規定により適用除外とされる方を除く）
- (4) 以下の一つに該当すると認められ、その事実があった場合、2年間は入札に参加できません。
  - ・契約の履行にあたり、故意に工事を粗雑にした場合
  - ・入札において、公正な執行を妨げた場合または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した場合
  - ・落札者が契約を締結すること、または契約者が契約を履行することを妨げた場合
  - ・監督または検査の実施にあたり、職員の執行を妨げた場合
  - ・正当な理由なく契約を執行しなかった場合
  - ・以上の一つに該当する事実があった後2年を経過せず、上記の行為を行った者を、契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した場合
- (5) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和2年3月31日 法律第14号）第2条に該当しない者であること。

### ② 業者別格付けの算出（1年に1度）

客観的審査項目＋主観的審査項目の合計点数（総合点数）により、**土木、建築、電気、管の4業種**についての**格付け（ランク分け）**を行います。※今回、水道施設については格付けを行いません。

### ③ 客観的審査項目

経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書の総合評定値（P）により評価します。但し、**審査対象営業年度の完成工事高が250万円以上の場合を審査の対象とする。**

### ④ 主観的審査項目

#### 1. 工事成績点

御坊市が発注した工事の内、当該年度の前年度中に完成した工事成績について評価します。（土木、建築、電気、管の4業種）

#### 2. ISO 加点

ISO9001, ISO14001の認証登録を受けた範囲に該当する業種（土木、建築、電気、管）について

各 20 点を加点します。

3. 地域貢献加点

御坊市と災害協定を結んだ建設業関連団体の加入業者に対して、土木、建築の 2 業種に各 10 点を加点します。

4. 技術者資格加点

3 か月以上雇用されている技術職員の取得資格に対して、主たる営業所が御坊市内にある会社の土木・建築・電気・管の 4 業種について、上限を 30 点として加点します。業種が異なる場合、複数の資格を有する技術職員に対しては、資格毎に加点する。但し、同一業種で 1 級、2 級の両資格を有する場合は、1 級資格のみに加点します。

5. 災害時等貢献度

災害貢献のあった主たる営業所が御坊市内にある会社について、該当する土木・建築・電気・管の 4 業種に上限 10 点を加点します。

⑤ 建設工事の入札参加希望業種について

1. 土木、建築、電気、管、水道の 5 業種

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値 (P) 並びに完成工事高の記載があり、且つ 250 万円以上の完成工事高（元請+下請）が必要です。

| (例)  | 建設工事の種類 | 総合評定値 (P) | 完成工事高     |         |
|------|---------|-----------|-----------|---------|
|      |         |           | ○年平均 (千円) | 評点 (X1) |
| 土木一式 | 800     | 30,000    | 500       |         |
| 建築一式 | 800     | 20,000    | 450       |         |
| 電気   | 600     | 2,000     | 350       |         |
| 管    | 600     | 0         | 300       |         |
| 水道施設 | 550     | 1,500     | 300       |         |

上表の場合、土木と建築は入札参加希望が可能ですが、電気、管と水道施設は不可能です。

2. 土木、建築、電気、管、水道以外の業種

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に総合評定値 (P) 並びに完成工事高の記載があることが必要です。但し 完成工事高（元請+下請）が 0 円の場合は不可能です。

| (例)          | 建設工事の種類 | 総合評定値 (P) | 完成工事高     |         |
|--------------|---------|-----------|-----------|---------|
|              |         |           | ○年平均 (千円) | 評点 (X1) |
| とび・土工・コンクリート | 670     | 4,200     | 450       |         |
| 舗装           | 690     | 0         | 390       |         |
| さく井          | 580     | 2,400     | 420       |         |
| 解体           | 670     | 0         | 390       |         |

上表の場合、とび・土工・コンクリートとさく井は入札参加希望が可能ですが、舗装と解体は不可能です。

⑥ その他の審査事項

総合評定値通知書の雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入欄が「無」の場合、受付はできません。

| その他の審査項目（社会性等） | 数値等    |
|----------------|--------|
| 雇用保険加入の有無      | 有または除外 |
| 健康保険加入の有無      | 有または除外 |
| 厚生年金保険加入の有無    | 有または除外 |

⑦ 主たる営業所が御坊市外にある会社の扱いについて

主たる営業所が御坊市外にある会社については、格付けを行っておりません。

※ 法人の方は、印鑑証明書を添付してください。

※ 申請図書はA4ファイルに番号順に綴じてください。

ファイルの表紙に「令和8・9年度 建設工事入札参加申請書」と「会社名」を記入し、背表紙に会社名を記入のこと。ファイルの色指定はありません。

※ 各様式の黄色着色部に入力し、白黒で印刷してください。

※ 昨年度と同様に、

入札参加希望業種を**第1希望から第4希望**まで申し込むことが可能です。

但し、土木、建築、電気、管、水道の5業種は工事等の実績（総合評定値）があり、且つ完成工事高が250万円以上の場合に限ります。

『水道』については、上記に加え次の資格が必要となります。【配管技能士1級（建築配管作業）、JDPA継手接合研修会受講資格者または配水管技能者（耐震継手）、水道配水用ポリエチレン配管施工講習会受講者】

この5業種以外の建設業についても工事等の実績が必要です。但し、総合評定値が有っても、完成工事高が0の場合は不可能です。

舗装工事は自社でアスファルトプラント並びに舗装施工機械を所有されている方、しゅんせつ工事は作業船を所有されている方に限ります。

解体工事は建設業許可（特定、一般）があり、且つ工事等の実績（総合評定値）がある場合は入札参加希望業種とすることが可能です。但し、完成工事高が0の場合は不可能です。

**主たる営業所が御坊市外にある方は上記5業種（土木、建築、電気、管、水道）以外を参加希望業種としてください。**

※ 登録有効期間は2年ですが、業者別格付けは毎年3月15日を基準日とし行います。

申請内容に変更が生じた場合は速やかに変更届等を提出してください。

特に**経営事項審査や建設業許可の有効期限切れ**の場合は、格付け除外となりますので注意してください。